

電磁的記録・電磁的方法について (令和3年7月1日施行)

- ① 事業者及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録により行うことができる。
- ② 書面による交付等（交付、説明、同意、締結等）について、事前に相手方の承諾を得た上で、電磁的方法によることができる。



電磁的記録による書類の作成、保存の例

- ① パソコンによる個別支援計画やサービス提供の記録等のファイルの作成
- ② パソコンのハードディスクやCD、DVD等へのファイルの保存。
- ③ 紙媒体の書類をスキャンしたファイルをパソコンのハードディスクに保存。



電磁的**方法**による交付、説明、同意、締結 の例

- ① 重要事項説明書、利用契約書について、オンラインの電子契約システムによって交付、説明、同意、契約締結を行う。
- ② サービス費用の請求書や領収書を、電子メールで交付する。
- ③ 他の支援機関への個人情報提供のための同意を電子メールのやりとりにて得る。



電磁的記録、電磁的方法を用いる場合の留意点

- ① 電磁的方法を用いることについて事前に利用者の承諾を得る必要があり、承諾が得られない場合は、電磁的方法を用いることができない。
- ② 電磁的記録、電磁的方法は、情報の漏洩や改ざん、滅失等のリスクがあることを十分に認識し、対策（セキュリティ対策ソフトウェアを導入したり、定期的にデータのバックアップを取るなど）を講じる必要がある。特に利用者の個人情報の保護には細心の注意を払わなければならない。

